

# 多核種除去設備等処理水の処分に係る政府方針を踏まえた 今後の対応について

令和3年8月20日 千葉県

多核種除去設備等処理水の海洋放出に関して、県内の水産関係や自治体から風評被害が再燃するという不安の声が上がっていることから、関係者や国民、国際社会の理解が得られるよう、政府の責任の下、関係省庁が総力を挙げて次の事項に取り組んでいただきたい。

## 1 関係団体等への丁寧な説明・意見交換について

国の基本方針について、漁業関係者等のもとより、広く国民の理解が得られるよう丁寧な説明をすること。

特に、行動計画の策定にあたっては、業種や地域によって懸念される影響の内容や程度が異なることから、それぞれの関係者の声を直接聞き、その意見をきめ細やかに計画に反映すること。

また、計画策定後の運用も柔軟に行うこと。

## 2 処理水の安全性の担保について

処理水について、浄化処理の確実な実施や海域環境のモニタリングの強化など安全性と透明性を確保するとともに、国内外に対し、科学的根拠に基づいた分かりやすい情報を積極的に発信すること。

## 3 風評影響・被害への対応について

県内農林水産業者等は、福島第一原子力発電所事故による風評影響・被害の払拭・対応のためにこれまで多大な努力をしてきました。

基本方針の決定により風評影響が再燃することのないよう、生産、流通、消費の各段階での効果的な対策を早期に具体化するとともに、県内農林水産業者等が将来にわたって安心して経営が継続できるよう対策を講ずること。

特に銚子地区の水産業においては、漁業操業や水産物流通の面で、隣県との影響度合いの差はないことから、同等の対策を講じるよう配慮すること。

さらに、観光客の減少などを防止する具体的で実効性のある風評影響・被害対策について、しっかり行うこと。

## 4 風評被害に対する損害賠償について

A L P S 処理水の処分は長期化が予想されるため、東京電力に対する指導にとどまらず、原子力政策を推進してきた政府が前面に立ち責任をもって対応すること。

損害賠償については、画一的に賠償期間や地域、業種を限定することなく、被害の実態に見合った十分な賠償を迅速かつ適切に実施し、因果関係の厳格な立証を被害者側に求めない賠償の枠組を構築すること。